○北陸地方整備局告示第十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月十七日

北陸地方整備局長　前川　秀和

一　施行者の名称　石川県

二　都市計画事業の種類及び名称　金沢都市計画道路事業三・三・十一号専光寺野田線

三　事業施行期間　自平成二十三年三月十七日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　石川県金沢市寺町五丁目地内

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月十七日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　京都府

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十八年近畿地方整備局告示第百六十二号京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）公園事業第九十二号嵐山中島公園及び第百十八号嵐山亀山公園

三　事業施行期間　自平成十八年九月二十六日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　なし

使用の部分　変更なし

○近畿地方整備局告示第六十号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年三月十七日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号

近畿地方整備局長　2

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人滋賀県建築住宅センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	
変更後	家田　正義

(2)　変更年月日

平成二十三年三月一日

○近畿地方整備局告示第六十一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年三月十七日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号

近畿地方整備局長　7

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人なら建築住宅センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	
変更後	濱本　誠二

(2)　変更年月日

平成二十三年三月一日

○近畿地方整備局告示第六十二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年三月十七日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号

近畿地方整備局長　12

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社確認検査機構アネックス

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	
変更後	松本　篤人

(2)　変更年月日

平成二十三年二月二十八日

○近畿地方整備局告示第六十三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年三月十七日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号

近畿地方整備局長　14

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社兵庫確認検査機構

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	坂西　重光
変更後	山本　薫、小笠原志野、上田さつき

(2)　変更年月日

平成二十三年三月二日

○近畿地方整備局告示第六十四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年三月十七日

近畿地方整備局長　上総　周平